

## 〔特集〕 子どもの人権保障と教育

### 子どもの家庭教育を「応援」するところについて

#### ——岡山県家庭教育応援条例素案の批判的検討——

白井 諭

#### 一 はじめに

二〇二一年四月に岡山県議会文教委員会・保健福祉委員会では「岡山県家庭教育応援条例（素案）」が委員長提案という形で提案され、その後、条例の策定に向けて県議会のなかで議論が展開されている。この条例は「家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの健やかな育ちの基盤を作るために極めて重要」であるにもかかわらず「少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、家庭を支える環境が大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が大きな問題となっている」（素案前文）という問題認識の下で、「家庭教育の支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長してい

くこと及び子どもが将来親になるために学ぶことを促すとともに、子どもの健全な育成のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与すること」を目的とするものである（素案一条）。

このような家庭教育の支援を内容とする条例（以下、『家庭教育支援条例』）は全国各地で制定されつつあり、熊本県議会が二〇二二年に『くまもと家庭教育支援条例』を公布したこと（二〇二三年に施行）をはじめとして、現在に至るまでに、九県と六市町村で家庭教育支援条例が制定されている。これらの条例では概ね、子どもの家庭教育の「支援」に関する基本理念を定め、自治体の責務や保護者・学校・地域・事業者等の役割を明らかにしたうえで、子どもの家庭教育を「支援」するための基本的な施策を規定している。また、国会内

でも、自由民主党は二〇一六年に家庭教育支援法案素案を公表し、その翌年にはその修正版である家庭教育支援法案を作成するなど、子どもの家庭教育を「支援」するための法案を成立させる動きが進められている。そのようななかでも、岡山県家庭教育応援条例素案は、「ぐんまの家庭教育応援条例」（群馬県）と並んで、子どもの家庭教育を「応援」という表現を用いている点が特異的である。

確かに、岡山県家庭教育応援条例素案の前文で掲げられているとおり、「子どもは、親子の愛情や絆、家庭での触れ合いを通じ、基本的な生活習慣や倫理観、自立心、自制心、社会のルール等を身に付け、知・徳・体の調和のとれた人格を形成する」ものであり、子どもが成長発達を遂げるためにその家族が果たす役割は決して小さなものではない。しかし、「親同士や地域の人々とのつながりなどにより、子どもや親の育ちが支えられていた」（素案前文）というかつての環境が一変して、まわりの地域住民等とのつながりが希薄化してしまっている現在の状況で、殊更に保護者の第一義的責任を強調することによって、子どもを育てている地域住民が抱えている問題を却ってこじらせてしまう

おそれが生じることも危惧される。まして、「応援」という文言には——たとえば野球のスタジアムのフェンスを越えたところから選手に対して声援を送るように——「外野に居て（味方がいるということを示して）当事者を元気づけること」というニュアンスが含まれているといわれるなか<sup>3</sup>、苦境に陥っている保護者を「応援」することによって事態が改善するのか、甚だ疑わしいといわざるを得ないのである。

そもそも、一連の家庭教育支援条例や自民党の家庭教育支援法案にたいしては、本来的に外界から遮断された「親密圏」に属する家庭に国家・社会が介入することの正当化につながること<sup>4</sup>、あるいは家庭教育を通じて愛国心など国家権力にとって望ましい精神を有する人材を育成しようとしていること<sup>5</sup>を警戒する批判がある。しかし他方では、「国家による家庭教育への介入が批判される一方で、日本の政策における親の『第一義的責任』が許容されることは、近年の家庭教育政策にみられる親の責任の強調や家族主義の強化と親和性をもつ」という問題意識の下で、「子どもについての『第一義的責任』を親に求める考え方そのものについて、批判的な問い直しが必要であろう」<sup>6</sup>と

も指摘されている。本稿では、子どもの健全育成に向けた保護者の役割に着目しつつ、一連の家庭教育支援条例や家庭教育支援法案の存在意義を批判的に検討することによって、岡山県家庭教育応援条例素案の問題点を明らかにしていきたい。

## 二 子どもの健全育成と保護者の責任

### 1 国際準則における保護者の責任

一連の家庭教育支援条例や家庭教育支援法案を正当化する言説は、まず子どもの権利にかんする条約の存在を挙げている<sup>8)</sup>。すなわち、子どもの権利にかんする条約五条が「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する」「傍線は白井」としていることから、「家庭に子どもの健全育成についての責任がある」ということを強調しているのである。また、これにかんしては、国連人権理事会が二〇一五年

に「1. 家庭は社会における自然かつ根本的な集団の単位である、2. 家族は子女の教育と保護の第一義的な責任を有する、3. 家族は文化的同一性や、伝統、道徳、社会的遺産や価値体系を継承するうえで決定的な役割を果たす、4. 各国政府に、居住、職業、保健、社会保障、教育等の分野で家族重視の政策を実施することを求める」ということを内容とする決議が賛成多数で採択していることも指摘されている。

だが、このような国際準則では、家庭が子どもの健全育成について第一義的責任を負っていることよりも、子どもの教育と保護をめぐって家族の責任・権利・義務を実現できるように配慮する国連加盟国あるいは締約国の義務が前面に掲げられているという点は決して看過すべきでない。その他、法的拘束力を持たないとはいえ、国連加盟国が遵守すべき最低基準のひとつとされている『少年非行の防止に関する国際連合指針（リヤド・ガイドライン）』でも、「すべての社会は、家族およびその構成員全員のニーズと福祉に高い優先順位を置くべきである」(11)とか、「家族は子どもの社会の最初の段階に責任を負う中心的単位であるから、拡大家族を含む家族の一体性を保持するための努力が

政府と社会によって追求されるべきである。社会は、家族がケアと保護を提供し、かつ子どもの身体的および精神的福祉を確保することを援助する責任を負う。保育を含む十分な態勢が整えられなければならない」(12)、「政府は、安定して落ち着いた家族環境における子育てに資するような政策を確立すべきである。不安定な状況または紛争状況を解決するにあたって援助を必要とする家族には、必要なサービスが提供されなければならない」(13)などというように、家族が「子どもの社会化の最初の段階に責任を負う中心的単位」であることを承認する一方で、家庭がじゅうぶんに機能するように、国家・社会が家庭を援助することを求めているのである。それにたいして、「家族は子どもの教育と保護について第一義的な責任を有している」という部分のみを取り出して、殊更にそれを強調する姿勢は、むしろ国際準則で意図されている在り方に反するものといわざるを得ないのである。

## 2 教育基本法における保護者の責任

また、国内法の領域でも、二〇〇六年には教育基本法の改正(平成一八年法律第一二〇号)に伴い、「父母そ

の他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」という規定(一〇条一項)が新設されている。

その背景として、二〇〇三年に出された中央教育審議会答申『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について』は「家庭教育」について「家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点である。親(保護者)は、人生最初の教師として、特に、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で、重要な役割を担っている。しかし、少子化や親のライフスタイルの変化等が進む中で、過干渉・過保護、放任、児童虐待が社会問題化するとともに、親が模範を示すという家庭教育の基本が忘れ去られつつあるなど、家庭教育の機能の低下が顕在化している。また、父親の家庭教育へのかわりが社会全体として十分ではない」という問題意識の下で、「家庭は、子どもの教育に第一義的に責任があることを踏まえて、家庭教育の役割に

ついて新たに規定することが適当」としている<sup>9</sup>。だが、本来的に「少子化や親のライフスタイルの変化」や「父親の家庭教育へのかわり」は社会福祉や労働の条件などを含め、多角的な視点に立つて改善策を講じるべき問題であり、そのなかで「それぞれの家庭（保護者）が子どもの教育に対する責任を自覚し、自らの役割について改めて認識を深めることがまず重要であるとの観点から、「子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせることや、豊かな情操をはぐくむこと」などという「家庭の果たすべき役割や責任」を強調したところで、却って家庭（保護者）が窮地に陥ることになってしまわないか、どうしても懸念を払拭することができないのである。

その点について、中央教育審議会の答申は「教育行政の役割としては、家庭における教育を支援するための諸施策や、国・地方公共団体と企業等が連携・協力して子どもを産み育てやすい社会環境づくりを進めていくことなどにより、家庭における教育の充実を図ることが重要であることを踏まえて、国や地方公共団体による家庭教育の支援について規定することが適当である」として、国家・社会が「子どもを産み育てやす

い社会環境づくり」を推進していくことの重要性を認識しているところである<sup>10</sup>。また、教育基本法は一条二項で「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」としているが、そこで掲げられている「家庭教育を支援するために必要な施策」のなかには子どもやその家庭／家族に社会的・福祉的な援助を保障することも含まれていると理解すべきである。

### 3 児童福祉法における保護者の責任

さらに、児童福祉法でも、二〇一六年改正（平成二八年法律第六三号）により、「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う」という規定（二条二項）が追加されている。この改正は「全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生子防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の

推進等の所要の措置を講ずる」ことをねらいとするものである<sup>12</sup>。このうち、児童福祉法の理念を明確化する過程では、保護者が子どもの健全育成について第一義的責任を負うことを明示したうえで、「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならぬ」とするとともに、「児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」という規定（三条の二）も追加されている。このような改正については、虐待を受けるなどして親元で暮らせない子どもを里親等の家庭で育てる原則を確立したものととして、「施設から家庭へ」という改革の方向性を明確化したものであるとも評価されている<sup>13</sup>。

しかし、子どもの健全育成にたいする第一義的責任

が保護者にあることが明確化されたとしても、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」（二条一項）という伝統的な考え方は変更されていない。また、二〇一六年改正では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」（二条三項）という規定も追加されるとともに、先ほど取り上げた三条の二で、国や地方自治体が子どもの健全育成に向けて保護者を支援する責務を負っていることを明確化している。子どもの健全育成は、依然として本人のまわりにいる地域住民も絶えず関心を持つべき課題であつて、必ずしも排他的に保護者が責任を引き受けなければならないわけではないのである。

### 三 子どもの健全育成と国家・社会の介入

#### 1 少年法を通じた非行少年とその家族への介入

#### (1) 非行少年にたいする国家の介入

他方、「一連の家庭教育支援条例や家庭教育支援法

案は国家・社会が不当に家庭へ介入することを正当化するものである」という批判にたいしては、まず、かつてより国家・社会は少年法の下で非行少年やその家族に介入をしているという事実を挙げることができると。少年法は「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずること」を目的としており(二条)、「少年の成長発達権を保障し、健全に育成する責任を、親や社会は有している」ということを認識する反面で、「子どもが非行を行うということは、本人の責任のみならず、親や社会が当該少年の成長発達に必要な対応を行ってこなかったことの結果である」とか「非行を行った第一次的責任は少年自身にあるが、親や社会の不十分・不適切な対応が少年を非行に追いやった責任も同時に存在する」と考えている<sup>13</sup>。それゆえに少年法制では、当該少年の健全育成という本人及び社会全体の利益を実現するために、国家が保護者に代わって本人の成長発達権を保障するための措置を講ずることが正当化されているのである。

もつとも、このような「国親思想 (*parens patriae*)」

に基づく法律制度にたいしては、なぜ非行少年に家庭や保護者が存在している場合であっても国家・社会の介入が許容されるのかという疑問が生じうる。確かに、少年法が志向しているものは「少年の健全育成」であり、それを実現することは当該少年本人の利益にも社会全体の利益にもつながるものであるが、他方では、国家・社会の介入によつて本人やその家族の権利・利益が著しく制約される場合もありうることから、国家・社会の不当な介入をいかにして抑制するかが問題となるのである。

この点について、現在では、たとえ長期的にみて本人の利益につながるものであったとしても、本人の権利・利益を制約する処分を下すに当たっては法律の根拠やその根底にあるもの、つまり基本的人権の保障という理念に従うべきであるという「適正手続の原則 (*due process of law*)」が少年司法でも該当するという理解が一般的となり<sup>14</sup>、「現に他人の利益を侵害したか、あるいは侵害する危険性が強い行為」が明らかであったときに限つて非行少年にたいする強制手段を用いることが正当化されると考えられている<sup>15</sup>。もとより――たとえば裁判手続における審理を公開する原則のよ

うに——一見して非行少年の人権保障を企図しているようにみえるものであっても、精神的に未成熟である少年にとつて負担の大きなものとなりうる制度もあり得るが、そこで、「少年の健全育成」を少年司法の究極の目的とすることによって、非行を契機として、国家が非行少年の抱えている問題を発見して適切に介入・働きかけを行うことを正当化するとともに、非行少年の保護・教育に適さない手続や処分を抑制しているということもできる。実際、少年非行にたいして家庭裁判所で開かれる少年審判では——検察官と被告人・弁護人が相対立する構造をとり、有責の被告人にたいして刑罰を科す刑事訴訟とは異なり——「懇切を旨として、和やか」（少年法二三条一項）な雰囲気の下で「少年の健全育成を図るため、裁判官が親代わりとして少年に対峙し、非行という問題に対処していく」<sup>16</sup>姿勢・構造が採られているのである。

## (2) 非行少年の保護者にたいする指導・訓戒等の措置

なお、非行少年の保護者は、事件の調査又は審判について必要があるときに調査・審判への出席が求められている（少年法二一条一項参照）ほか、さまざまな手続段階で介入・働きかけを受けることがある<sup>17</sup>。とり

わけ、二〇〇〇年改正（平成二二年法律第一四二号）では、「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる」という、保護者への措置にかんする規定（二五条の二）を新設している<sup>18</sup>。

少年法二五条の二は、たとえば神戸連続児童殺傷事件（酒鬼薔薇事件）のような年少者による凶悪犯罪の発生が社会問題と化したことから「少年事件における処分の在り方の見直し」の一環として新設された規定と一般的に説明されている<sup>19</sup>。すなわち、「他の諸国でも、親の責任を追及し子が犯罪を行った場合、親に対して刑事罰を科すところもあることから、この規定が置かれたものと思われる。すなわち、少年非行の背後には親の怠慢や管理不行届の側面が否定できないとして、保護者に責任を促すための規定である」<sup>20</sup>と理解されているのである。

だがその一方では、このような保護者にたいする介入・働きかけは二〇〇〇年改正ではじめて行われるよ

うになつたわけではなく、それ以前にも、少年の再非行防止のために、保護者にその責任を自覚させ、必要な助言を与えるなど、少年の改善更生に向けて努力をうながす取組が行われていたという点を看過してはならない<sup>22</sup>。たとえば、少年院送致の場合には、少年院の教官が保護者会、ファミリーカウンセリング、面会・宿泊等を行い、保護観察の場合には、保護観察官・保護司が保護者等と面接したり、保護者会等を開催したりすることで、保護者等に働きかけをしていたのである<sup>23</sup>。そしてそのなかで、非行少年が親の保護の下で生活し、「家族との関係の中で互いに影響しあい、その行動を作り上げて」おり、子どもの安定には「親の心理的な安定あるいは親としての自信の回復」が不可欠であることから、非行少年のみならず、保護者にたいしても保護的措置が必要であると認識されていたのである<sup>23</sup>。

得てして、保護者にたいする介入・働きかけについては、「訓戒、指導」という側面が強調される傾向にあるが、家庭裁判所等が保護者にたいして問責的な態度をとることによって、却って保護者の側で抱えている問題をこじらせてしまうおそれが懸念される。実

際、少年法二五条の二の運用にかんしては「非行少年の保護者には、自らも心身に問題を抱えている者、社会的・経済的に疲弊している者、監護意欲を喪失しているような者も少なくない。非行少年の改善更生・社会復帰のためには、保護者への問題点の指摘・義務づけに加え、その義務履行を可能とし促進するために必要な支援・措置などが必要となる」<sup>24</sup>という指摘がある。その点、家庭裁判所等の「指導その他の適当な措置」については、保護者をはじめとする家族全体にたいする福祉的措置を中心のひとつに据えるべきであり、とくに最近、少年院に収容された少年のなかには一人親家庭の者も少なくなく、全体的にも子どもやその家族の貧困が問題視されていることから、貧困対策も念頭に置く必要があるとも主張されているのである<sup>25</sup>。

## 2 児童虐待・DVにたいする家庭への介入

また近年では、家庭内で発生している児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)にたいして国家・社会が介入するシステムも展開されるようになっていく。これらについては、伝統的に「法は家庭に入らず」

あるいは「民事不介入」という原則の下で国家・社会による介入を差し控える傾向にあったが、二〇〇〇年以降、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成二二年法律第八二号)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成一三年法律第三二号)が制定されることで、家庭内における暴力行為の防止と被害者の保護を図るための諸施策が整備されるようになってきている。さらに、二〇一六年には児童福祉法改正を通じて、児童虐待について発生子防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等が図られている<sup>26</sup>。しかしその一方で、「親密権」に属する家庭に国家・社会(とりわけ警察権力)が介入することにたいしては、当初より警戒の声が根強く、論者によっては、「警察権力」の濫用に道を開くだけでなく、却って問題解決をこじらせ、社会の自立的解決能力を衰退させる危険をもたらす<sup>27</sup>ことが危惧されているところである。

確かに、相対的に弱い立場にある女性や子どもが生命の危険にさらされているにもかかわらず、司法が暴力行為を放置するありようは社会全体の見地からみても適切であるとはいえない。だが、そうであるからといって、「暴力はやめよう」と叫んだところでどこま

で奏功するのか、甚だ疑問である。その点については、心理臨床の見地からも「法による合理的判断がいかに正義にかなう正論だとしても、それが実体的な解決に結びつくとは限らない。むしろ法が示す規範や強制力に対する反作用として、人は意地になり頑なな態度をとることがある。さらに家族の紛争には往々にして恨みや嫉妬という情念がつきまとう。そうした根深い感情が問題の解決を阻害する。このような『人』や『人間関係』へのアプローチに臨床による関与が求められる<sup>28</sup>と指摘されている。実際、児童虐待やDVのような親密な関係性における暴力行為にたいしては、「加害者の愛着形成までに遡り、友人関係や仕事関係の選択をとおして、ストレスのある社会を生き抜くための戦略として身につけた暴力と虐待が『鎧』のようにして、場合によってはある種の『自己実現』として機能しているようにみえる」<sup>29</sup>という特性に着目し、加害者の側の意識や行動の問題点を見出して対処しようとする「脱暴力プログラム」が開発されつつある現状である<sup>30</sup>。

## 四 おわりに

岡山県家庭教育応援条例素案も、一連の家庭教育支援条例や家庭教育支援法案と同様に、「家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有する」という基本的認識の下、「県、市町村、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨として行わなければならない」としつつも(素案三条一項、「保護者は、基本理念にのっとり、就学前から子どもにも愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らが親として成長していくよう努めるもの」(素案六条一項)とし、岡山県としては「親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて重視すべき家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶこと)や「親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶこと)」を支援していくというスタンスを明確にしている(素案二一条以下)。このようなスタ

ンスにたいしては、「子どもの教育について第一義的責任を有する」家庭とそれを取り巻く地域社会とで高いフェンスを築こうとしているように見受けられてならない。

しかし、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有することを殊更に強調して、保護者である者や保護者になろうとする者に保護者としての自覚を促したとしても、そのことのみで「家庭…の教育力の低下」という事態を改善できるか、甚だ疑わしいといわざるをえない。本稿を通じて確認したように、わが国ではかつてから、家庭が社会における自然かつ根本的な集団の単位であることを承認しつつも、国家や社会が子どもの健全育成に向けて後見的に支援・介入するという態勢が維持されてきた。そもそも、各家庭の置かれている状況や抱えている問題は多種多様であり、一律に「応援」したところで解決できるとは限らない。今後、子どもの健全育成という家庭及び地域社会の利益を実現するためには、国や地域社会が各家庭の抱えている問題に寄り添うという姿勢が重要である。

また、子どもの健全育成を実現するためには、子ども

もやその家庭を取り巻く環境を調整することも不可欠である。とくに現代では——「子どもの貧困」にみられるように——核家族としても成立するか否かが危うい家庭も少なくないことが問題視され、それにたいしては、社会的・福祉的な支援の充実が喫緊の課題となっている。例えば、新保守主義的体制は、新自由主義によってもたらされた社会的紐帯の切断を「道徳の重視と秩序の重視」によつて修復しようとする点の特徴とするものであった<sup>3)</sup>。そのようななか、国や地域社会が各家庭への社会的・福祉的支援を等閑視して、保護者や保護者になろうとする者に保護者としての責任・自覚を促そうとしているのであれば、「家庭教育応援条例は国や地域社会による各家庭の統制を企図するものではないか」という疑いを投げかけられても致し方なからう。

注

- 1 「岡山県家庭教育応援条例(素案)」の全文について、岡山県ホームページへ[https://www.pref.okayama.jp/uploaded/ife/718367\\_6500127\\_misc.pdf](https://www.pref.okayama.jp/uploaded/ife/718367_6500127_misc.pdf)を参照。
- 2 二〇二一年六月現在、熊本県・鹿児島県・静岡県・岐阜県・徳島県・宮崎県・群馬県・茨城県・福井県のほか、石川県加賀市・長野県千曲市・和歌山県和歌山市・鹿児島県南九州市・愛知県豊橋市・埼玉県志木市で家庭教育支援条例が制定されている。地方自治研究機構「家庭教育の支援に関する条例」へ[http://www.rilg.or.jp/hdocs/img/reiki/105\\_Support\\_of\\_Educational\\_in\\_the\\_Home.htm](http://www.rilg.or.jp/hdocs/img/reiki/105_Support_of_Educational_in_the_Home.htm)を参照。
- 3 「応援」という文言の意味について、金田一京助ほか『新明解国語辞典第四版』(三省堂、一九九四年)ほか参照。
- 4 木村涼子「家庭教育は誰のもの?——家庭教育支援法はなぜ問題か——」(岩波書店、二〇一七年)ほか参照。
- 5 清末愛砂「憲法の観点から家庭教育支援法案を考える——平和主義としての24条、自由権、社会権に着目しながら——」(女も男も一三一号一〇頁以下(二〇一八年)ほか参照。なお、家庭教育をめぐる一連の動向が「伝統的な子育てを体系づけて親に学ばせること」(親学)に依拠す

- ることを指摘するものとして、友野清文「改正教育基本法制下における家庭教育の政策動向について——家庭教育支援条例・家庭教育支援法案『親学』をめぐる——」学苑（昭和女子大学紀要）九二九号一頁以下（二〇一八年）ほか参照。
- 6 丸山啓史「近年の家庭教育政策をめぐる批判のあり方をめぐる問題——親の『第一義的責任』の位置づけに着目して——」京都教育大学紀要一三七号一九頁以下（二〇二〇年）。
- 7 なお、本稿に関連ありと思料する拙稿として、白井論「登校自粛要請と成長発達権」本誌二六六号一五頁以下（二〇二〇年）参照。
- 8 平和政策研究所「家庭教育支援条例・支援法の意義と課題」I P P 政策ブリーフ No.16 一頁（二〇二〇年）〈<https://ippjapan.org/pdf/IPPBrief16.pdf>〉。
- 9 中央教育審議会『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について（答申）』（二〇〇三年）〈[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/030301.htm)〉。
- 10 中央教育審議会・前掲注9。
- 11 厚生労働省「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第六三号）の概要」一頁  
〈[https://www.rhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujoudokateikikyoku/03\\_3pdf](https://www.rhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujoudokateikikyoku/03_3pdf)〉。
- 12 平和政策研究所・前掲注8・一頁参照。
- 13 守山正二後藤弘子（編著）『ビギナーズ少年法（第三版）』九頁（成文堂、二〇一七年）〔後藤弘子執筆〕。
- 14 少年司法における適正手続の保障という理念について、アメリカ合衆国では、連邦最高裁判所が、弁護人の援助を受ける権利は少年事件でも保障されるとケント事件で判じたり、弁護人依頼権や証人審問権・自己負罪拒否権等は少年事件でも保障されるとゴールト事件で判じたりすることによって徐々に定着するに至っている。Kent v. United States, 383 U.S. 541 (1966) ; In re Gault, 381 U.S. 1 (1967)。
- 15 澤登俊雄『少年法入門（第六版）』二六頁（有斐閣、二〇一五年）。
- 16 守山正二後藤（編著）・前掲注13・一四頁〔後藤弘子執筆〕。家庭裁判所における保護者の当事者性と責任について、後藤弘子「少年非行と親の『責任』——少年法の視点から考える——」法律時報七六巻八号二八頁以下（二〇〇四年）参照。

- 18 その他、二〇〇七年には、少年院長や保護観察所長に  
 いても保護者にたいする措置が法定されている（少年院  
 法一七条二項、更生保護法五九条）。田宮裕||廣瀬健二（編）『注  
 釈少年法（第四版）』三五六頁（有斐閣、二〇一七年）参照。
- 19 田宮||廣瀬（編）・前掲注18・三五六頁。
- 20 守山||後藤（編著）・前掲注13・六七頁「守山正執筆」。
- 21 守屋克彦||齊藤豊治（編集代表）『コンメンタール少年法』  
 四〇九条以下（現代人文社、二〇二二年）「正木祐史執筆」、  
 田宮||廣瀬（編）・前掲注18・三五六頁ほか参照。
- 22 甲斐行夫||入江猛||飯島泰||加藤俊治「少年法等の一部  
 を改正する法律の解説（一）」法曹時報五三卷九号一二二七  
 頁（二〇〇一年）参照。
- 23 秋田家庭裁判所「少年事件における保護的措置について  
 (2)——調査過程で行われる保護的措置の再検討——」家  
 庭裁判月報四四卷五号一〇五頁（一九九二年）。なお、後藤・  
 前掲注17・二九頁参照。
- 24 廣瀬健二『少年法』一六五頁（成文堂、二〇二二年）。
- 25 守屋||齊藤（編集代表）・前掲注21・四一〇頁「正木祐史  
 執筆」。
- 26 厚生労働省・前掲注11参照。
- 27 小田中聰樹『刑事訴訟法の変動と憲法的思考』一三六頁
- 28 以下（日本評論社、二〇〇六年）。  
 廣井亮一「『司法臨床』の概念——わが国の家庭裁判所  
 を踏まえて——」法と心理一〇号三頁（二〇一二年）。
- 29 中村正「加害者臨床のめざすこと——DV・虐待に焦点  
 を当てた脱暴力への支援をとおして——」季刊刑事弁護  
 六四号五八頁（二〇一〇年）。
- 30 さしあたり、中村・前掲注29・五七頁以下、中村正「暴  
 力臨床の実践と理論——男性・父親の暴力をなくす男親  
 塾の取組み——」季刊刑事弁護八七号七四頁以下（二〇  
 一六年）ほか参照。
- 31 土居充夫「自由・幸福・暴力——新自由主義について考  
 える——」大阪経大論集六七卷六号七頁（二〇一七年）参  
 照。
- +しらい さとし 岡山商科大学教授